

衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

【第 201 回国会】令和 2 年 5 月 19 日（火）、第 5 回の委員会が開かれました。

1 公益通報者保護法の一部を改正する法律案（内閣提出第 41 号）

・衛藤国務大臣（消費者及び食品安全担当）、大塚内閣府副大臣、藤原内閣府大臣政務官、小島厚生労働大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行いました。

（質疑者）穴見陽一君（自民）、武村展英君（自民）、古屋範子君（公明）、尾辻かな子君（立国社）、山本和嘉子君（立国社）、畑野君枝君（共産）、串田誠一君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

穴見陽一君（自民）

- （1） 公益通報者保護法の改正が必要であると考えた理由
- （2） 内閣府消費者委員会の答申（平成 30 年 12 月）から本改正案が提出されるまでの 1 年以上の検討の経緯
- （3） 公益通報対応業務従事者の守秘義務が規定された理由
- （4） 通報者に不利益取扱いをした事業者に対する行政措置を規定しなかった理由
- （5） 公益通報者保護法が適用されて事業者が敗訴した判決を消費者庁において公表する必要性
- （6） 本改正案の成立に向けた衛藤国務大臣の意気込み

武村展英君（自民）

- （1） 最近の企業不祥事及び上場企業における不適切会計の状況
- （2） 公益通報者保護法の改正案が提出されるまでに期間を要した理由
- （3） 内部通報制度と内部統制制度を一体として整備する必要性
- （4） 改正法成立後に定めることとされている指針の策定方法
- （5） 本改正案が財務諸表監査に及ぼす影響
- （6） 内部通報制度や内部統制制度を無効化するような経営者の不正に対して罰則を強化する必要性

古屋範子君（公明）

- （1） 施行から 14 年間抜本的な法改正が行われなかった理由及び本改正案の早期成立に向けた衛藤国務大臣の決意
- （2） 不利益取扱いに対する行政措置を規定しなかった理由並びに本改正案附則第 5 条に規定された同措置の見直しの検討の内容及び今後のスケジュール
- （3） 行政措置の導入見送りによって、本改正案の施行後も公益通報者保護の実効性が向上しないことへの懸念
- （4） 保護される通報者として追加される退職者について、退職後 1 年以内に通報した者とした理由

尾辻かな子君（立国社）

- （1） 新型コロナウイルス感染症対策として政府が配布している布製マスク
 - ア 令和元年度及び令和二年度予備費で契約した介護施設等分のマスク及び配布済みマスクの枚数、令和二年度予備費で契約した全戸配布分マスク及び配布済みマスクの枚数
 - イ 令和二年度予備費で契約した契約書の提出の可否
 - ウ 提出済みの令和元年度予備費で契約した契約書において墨塗りされている単価・枚数を明らかに

- する必要性
- エ 情報公開法第5条の二のイの不開示事由に該当しないため墨塗りを外す必要性
- オ 令和元年度予備費によりマスク納入会社（興和）と交わした契約
 - a 瑕疵担保責任や損害賠償条項が明記されていない契約の適正性
 - b 瑕疵担保責任が明記されていない契約における不良品マスクの交換の可否
 - c 損害賠償請求条項が明記されていない契約における損害賠償請求の可否
- カ マスクの再検品費用
 - a マスク納入会社が再検品するとしている一方で、政府が別会社と検品契約することの妥当性
 - b 政府が検品契約を破棄することの確認
 - c 追加経費としての検品契約等の適正性を会計検査院が検証する必要性
- キ 政治判断としてマスクの配布を中止する必要性
- (2) 公益通報者保護法改正関係
 - ア 公益通報者保護法が国民にとって分かりやすいかについての見解
 - イ 本改正案によって日本の公益通報者保護制度が諸外国の制度と同レベルに達したと評価できるかについての見解
 - ウ 公益通報者保護法によって通報者が保護された裁判事例の件数が昨年5月の委員会の答弁2件から増加したかの確認
 - エ 法改正された場合に、森友学園に係る公文書改ざんに関わった人物が内部通報すれば、公益通報者として保護の対象となるかの確認
 - オ 法改正されても、公文書管理法が通報対象事実となる対象法令に当たらないことの確認
 - カ 公益通報者に不利益取扱いをした事業者に対する行政措置や罰則がなければ、不利益取扱いの抑止にならないことについての見解
 - キ 不利益取扱いを受けた者が自ら裁判を起こさなければならないという負担とリスクが本改正案によっても変わらないことについての見解
 - ク 解雇や解雇以外の不利益取扱いの違法性を裁判で争う際の立証責任を事業者に転換する必要性
 - ケ 公益通報対応業務従事者の守秘義務
 - a 守秘義務が解除される「正当な理由」を明確に規定すること及び守秘義務が解除される際の手続等を明確に規定する必要があるとの有識者からの指摘に対する見解
 - b 本人の同意により守秘義務が解除されたことを書面で確認する必要性及び逐条解説で明確化する必要性
 - c 通報対象事実当たらない通報が守秘義務の対象となるかの確認

山本和嘉子君（立国社）

- (1) 施行されて14年が経過した公益通報者保護法に対する総括
- (2) 公益通報対応業務従事者の守秘義務
 - ア 守秘義務違反にならない調査方法及び過失による漏えいに対する罰則が科されるかの可否
 - イ 個人だけでなく事業者に対しても刑事罰を科す、いわゆる両罰規定を設ける必要性
- (3) 通報者に不利益取扱いをした事業者に対する行政措置・刑事罰
 - ア 不利益取扱いに対する行政措置が規定されなかった理由及び行政措置として、助言、指導、勧告、公表のほか是正命令を制度化することについての見解
 - イ 不利益取扱いに対する刑事罰が規定されなかった理由
- (4) 通報対象事実の範囲について、対象となる法令の列举方式及び法目的による限定を解除する必要性
- (5) 1号通報と2号通報の保護要件に差を設ける必要はないとの専門家の意見に対する見解
- (6) 3号通報の保護要件における「信ずるに足りる相当の理由」の具体的内容
- (7) 通報を裏付ける資料の収集行為に関して免責することを法制化する必要性

- (8) 通報者の立証責任の緩和について、消費者委員会の専門調査会の中間整理で方向性が示されていたにもかかわらず、答申において「必要に応じて検討」と後退した理由
- (9) 報奨金制度の導入についての検討の存否及び今後の検討予定
- (10) 公益通報者保護法の課題に対する今後の検討の方向性

畑野君枝君（共産）

- (1) 通報者に不利益取扱いをした事業者に対する行政措置・刑事罰
 - ア 事業者による不利益取扱いを抑止するため行政措置を導入する必要性
 - イ 行政措置や刑事罰を導入することへの課題解決に向けた道筋
 - ウ 課題解決に向けて速やかに検討する必要性
 - エ 消費者庁の体制強化をする必要性
- (2) 不利益取扱いが通報を理由とすることの立証責任の転換
 - ア 附則第5条の検討規定に明文化する必要性
 - イ 今後検討していくことに対する見解

串田誠一君（維新）

- (1) 現行法で公益通報しにくかった理由及び本改正案による改善点
- (2) 罰則付きの守秘義務を今後事業者にも導入することとした場合、過失による場合にも責任を負わせれば、事業者が不正を隠蔽することにつながる懸念
- (3) 労使間の紛争処理等を所管する厚生労働省との連携の必要性
- (4) 公益通報対応業務従事者に対する守秘義務を課すだけでは情報を守秘できない疑念
- (5) 従業員が通報しやすくなるよう事業者がガイドライン等を作成する必要性
- (6) 事業者内において公益通報を受ける担当として妥当と考えられる部署